

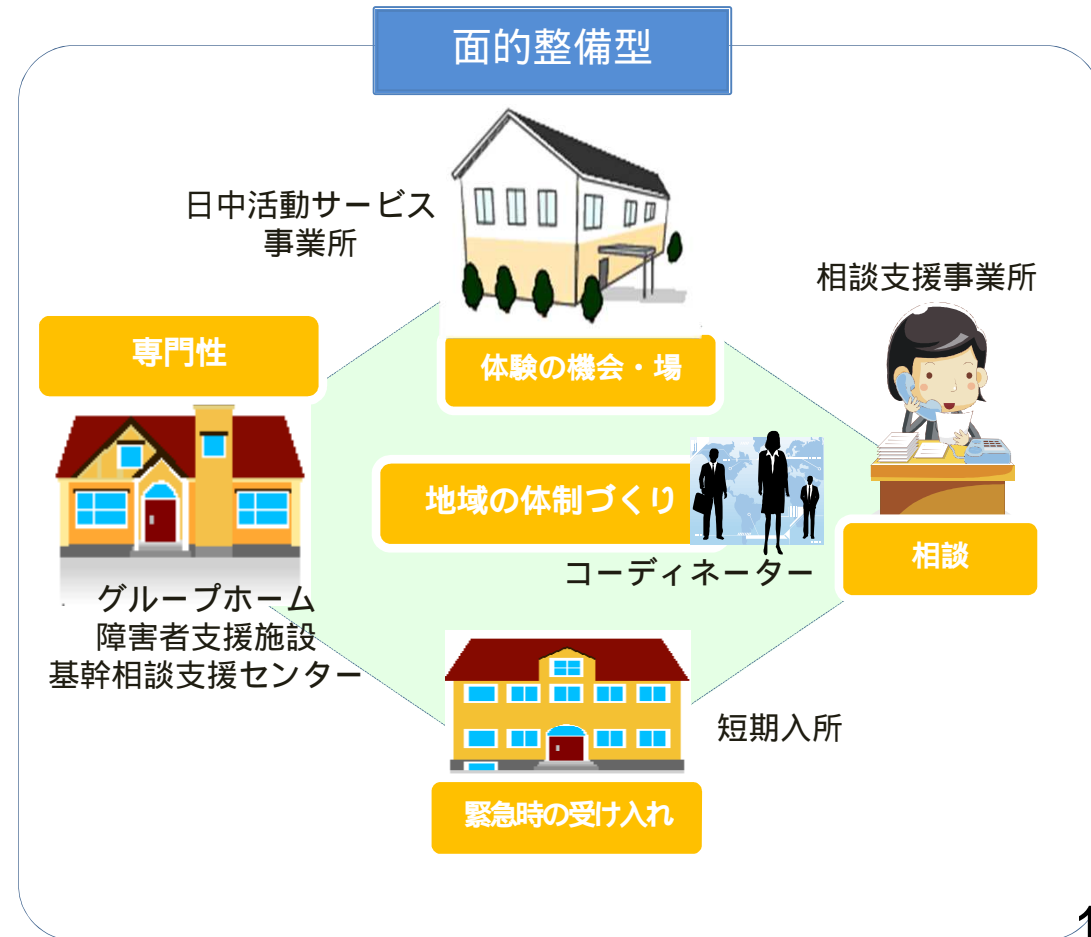
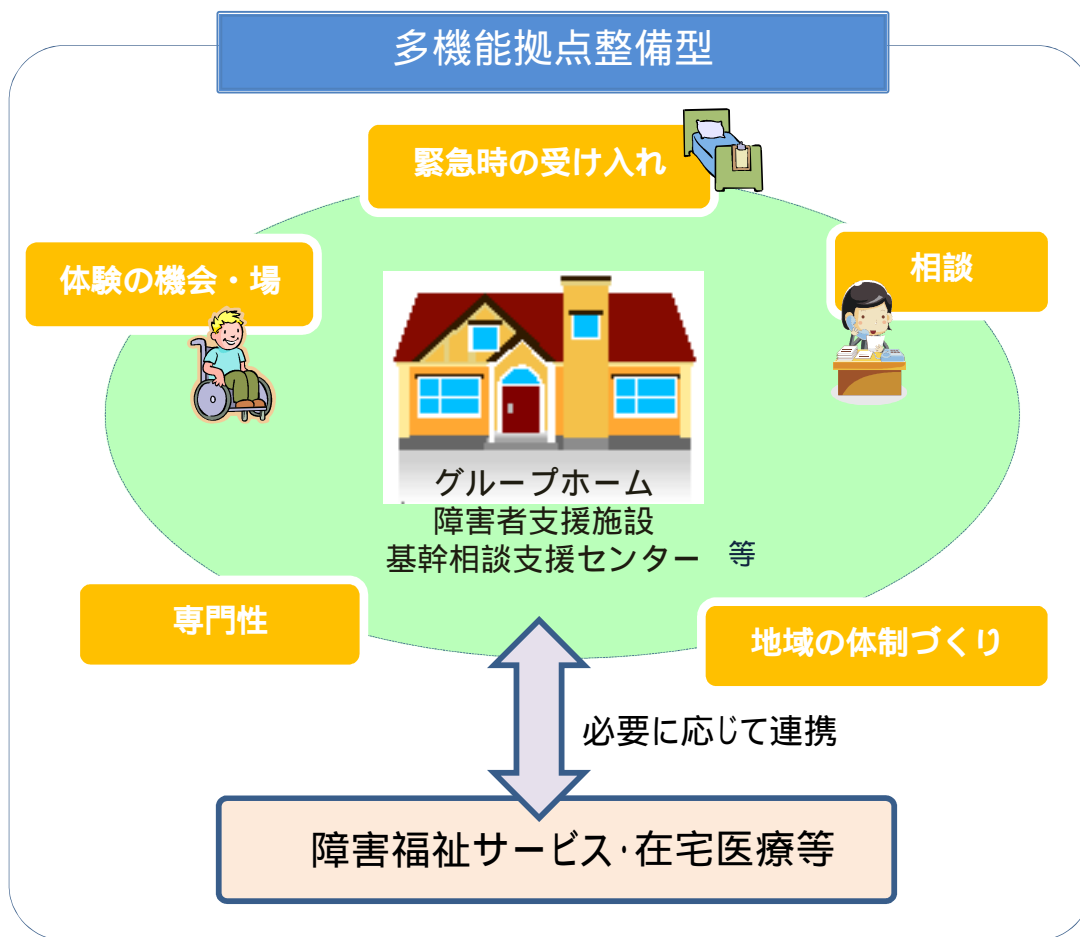
地域生活支援拠点等に係る報酬について 論点等

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



地域生活支援拠点等の機能強化（平成30年度報酬改定）

地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。

第5期障害福祉計画（平成30年度～令和2年度）では、令和2年度末までに「各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1カ所の整備」を基本。

参考：全国1,741市町村の整備状況

平成31年4月時点における整備状況 332市町村（うち、圏域整備：42圏域188市町村）

令和2年度末時点における整備見込 1,432市町村（うち、圏域整備：173圏域668市町村）

地域生活支援拠点等

【相談】



【体験の機会】



【地域の体制づくり】

【専門性】



【緊急時受入れ】



【相談機能の強化】

特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受入れの対応を評価。

- 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回（月4回を限度）等

【緊急時の受入れ・対応の機能の強化】

緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直し。

- 緊急短期入所受入加算（ ） 120単位/日 180単位/日（利用開始日から7日間を限度）等

【体験の機会・場の機能の強化】

日中活動系サービスの体験利用支援加算を引上げ。

- 体験利用支援加算 300単位/日 500単位/日（初日から5日目まで）
+ 50単位/日 地域生活支援拠点等の場合 等

【専門的人材の確保・養成の機能の強化】

生活介護に重度障害者支援加算を創設。

- 重度障害者支援加算 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者の配置 7単位/日（体制加算） 等

【地域の体制づくりの機能の強化】

支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。

- 地域体制強化共同支援加算 2,000単位/月（月1回限度）

地域生活支援拠点等の現状

障害福祉課調べ

地域生活支援拠点等の全国の整備状況について、平成31年4月1日時点で、332市町村(うち、圏域整備:42圏域188市町村)において整備されている。(全国の自治体数:1741市町村)

平成30年4月1日時点整備状況 233市町村(うち、圏域整備:30圏域144市町村)

地域生活支援拠点等の整備数について(予定含む)

平成31年4月1日時点で整備済み	332市町村 (うち、圏域整備:42圏域188市町村)
令和元年9月末までに整備予定	15市町村 (うち、圏域整備:2圏域4市町村)
令和元年度末までに整備予定	75市町村 (うち、圏域整備:7圏域27市町村)
令和2年度に整備予定	1010市町村 (うち、圏域整備:122圏域449市町村)
その他	309市町村 (うち、圏域整備:16圏域50市町村)

整備類型について(予定含む)

多機能拠点整備型	44市町村 (うち、圏域整備:1圏域2市町村)
面的整備型	972市町村 (うち、圏域整備:126圏域479市町村)
多機能拠点整備型 + 面的整備型	98市町村 (うち、圏域整備:8圏域33市町村)
その他の整備類型	3市町村
未定	624市町村 (うち、圏域整備:54圏域204市町村)

(課題等)

整備にあたって、備えるのが困難な機能として、「緊急時の受入・対応」、「専門的人材の養成・確保」が大半を占めていた。今後の課題については、主に「地域の社会資源が不足していること、整備・運営に係る財源の確保」等があげられている。

地域生活支援拠点等の整備に向けた取組について

現 状

- 地域には、障害児を支える様々な資源が存在し、これまでも各地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているが、それらの有機的な結びつきが必ずしも十分でないことから、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要。
- 第5期障害福祉計画期間中に、1,741市区町村のうち、1,320市区町村(圏域含む)において地域生活支援拠点等の整備が行われる見込み。(平成30年4月1日時点)

成果目標(案)

地域生活支援拠点等は、整備後も地域のニーズ・課題に答えられているか、必要な機能の水準や充足を継続的に検証・検討を行う必要がある。

他方、数値目標を示さないことで、地域生活支援拠点等の整備の必要性がなくなったとの誤解を与えることのないよう留意する必要がある。

第6期障害福祉計画の基本指針においては、第5期障害福祉計画期間に目標が概ね達成されるという前提に立ちつつも、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備し、地域生活支援拠点等における機能の充実・強化に係る内容を強く打ち出してはどうか。

【成果目標】

令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

関係団体ヒアリングにおける主な意見

No	意見等の内容	団体名
1	地域生活支援拠点については、その大半が面的整備であることも考えると相談支援による調整機能が重要である。また、緊急時対応は必ずしも短期入所に限ったものではない。そこで、地域生活支援拠点等相談強化加算について、短期入所に限らず何らかの緊急対応を調整した際にも算定可能とすることを提案する。また、体験利用について宿泊型自立訓練も対象とするとともに、地域体制強化共同支援加算については「地域共生社会」実現の観点から、地域の社会資源（民生委員児童委員や地区社協、自治会など）と協働連携した際にこそ加算対象とすべき。	全国手をつなぐ育成会連合会
2	第6期障害福祉計画における各自治体の地域生活支援等拠点事業の整備の推進に向けて、地域生活支援拠点等相談強化加算（700単位月4回）や地域体制強化共同支援加算（2000単位月1回）の月当たりの限度を外し、地域におけるコーディネート機能を強化することが必要である。	日本知的障害者福祉協会
3	地域生活支援拠点を医療的ケア利用者にも対応させ、レスパイト入院、短期入所、緊急一時入院等、万が一の際の、患者の居場所を確保し、患者だけでなく家族の安心と健康を守っていただきたい。	日本筋ジストロフィー協会
4	地域生活支援拠点の確保・整備を着実に進めるためにも、夜間休日を含む緊急時の受け入れ・対応に共同生活援助も積極的に関与する必要があるため、地域生活支援拠点に参画する共同生活援助については短期入所と同様に「緊急短期入所受入加算」「定員超過特例加算」を新設するよう要望する。	日本精神科病院協会
5	地域体制づくりに対し、積極的な財政導入をしていただきたい。	全国精神障害者地域生活支援協議会
6	地域生活支援拠点は、人口10万人に一箇所くらいの割合で整備するような予算（特に面的整備の充実）が必要。また、面的整備には、地域移行センター（仮称）に地域移行コーディネーター（仮称）が配置できる予算が必要であり、地域移行コーディネーターは、相談支援専門員研修を必須とし、追加研修を課すなどの検討が必要。	DPI日本会議

地域生活支援拠点等に係る報酬・基準について

地域生活支援拠点等に係る論点

論点 地域生活支援拠点等の整備・機能の充実（短期入所、訪問系サービス、自立生活援助、地域定着支援に係る報酬上の評価）

【論点】地域生活支援拠点等の整備・機能の充実

現状・課題

地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。

前回報酬改定においては、地域生活支援拠点等の機能の充実を図るため、相談支援機能の強化、緊急時の受入れ・対応の機能の強化、体験の機会・場の機能の強化、専門的人材の養成・確保等について報酬の充実を行った。

平成31年4月時点の調査では、令和2年度末時点で約1400市町村で整備予定であるものの、一部市町村での整備が未定となっている。また、整備に当たっての課題として、障害者が在宅で生活する上での緊急時の対応についての体制整備が課題との声が多くあった。

第6期障害福祉計画に係る基本指針においては、「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実」を図ることを掲げており、地域生活支援拠点の整備や機能の充実を図っていくことが必要。

論点

地域生活支援拠点等の整備や機能の充実を図る観点から、地域生活支援拠点等として、在宅の障害者の緊急時の短期入所の受入れや訪問対応を行う事業所の報酬について、どう考えるか。

検討の方向性

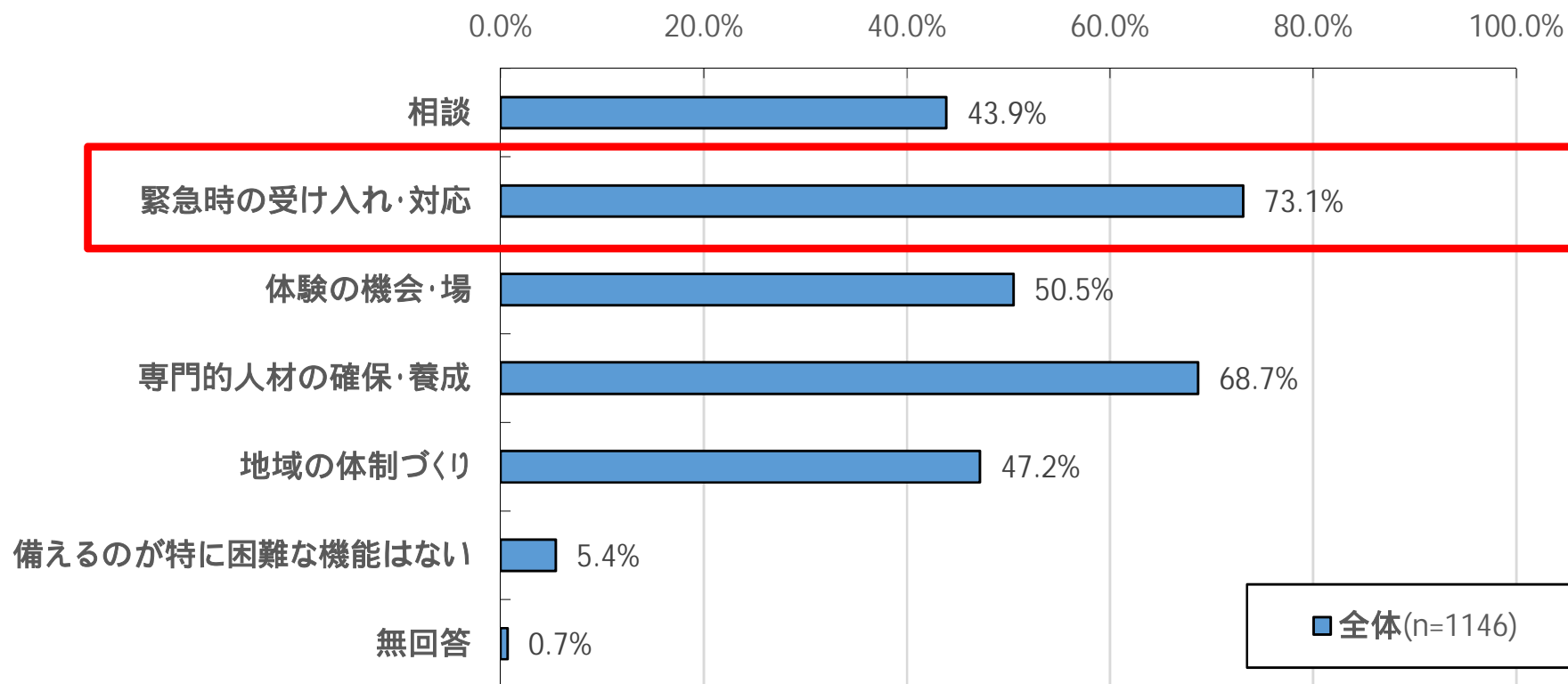
市町村が地域生活支援拠点等として位置づけた短期入所事業所や緊急対応を行う訪問系サービス、自立生活援助、地域定着支援事業所について、地域生活支援拠点等としての役割を評価し、一定額の加算を検討してはどうか。

特に、短期入所事業所については、緊急時の受け入れ先を十分に確保する観点から、市町村が地域生活支援拠点等として位置づけた短期入所事業所におけるサービスについて、緊急対応した場合に限らず一定額を加算する方向で検討してはどうか。

地域生活支援拠点等の整備に関する実態調査 (令和元年度障害者総合福祉推進事業)

令和元年10月1日時点における拠点等の整備状況について「未整備」と回答した市町村を対象として、備えるのが特に困難な機能をみると、「緊急時の受け入れ・対応」が73.1%で最も多く、次いで「専門的人材の確保・養成」が68.7%の順で多かった。

備えるのが特に困難な機能【令和元年10月1日時点で「未整備」】(複数回答)



地域移行のための安心生活支援

事業概要

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活への移行や定着のための支援体制を整備する。

本事業は、地域生活支援拠点等の整備、運営に活用が可能

市町村地域生活支援事業(任意事業)として実施 【平成23年4月創設】

具体的事業

居室確保事業 (緊急一時的な宿泊・体験的宿泊)	緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室を確保する。
コーディネート事業	地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置する。

経過的取扱い

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活への移行や定着のための支援策を盛り込んだプラン(地域移行推進重点プラン)を作成し、これに基づき実施する以下の事業については、平成24年4月の障害者自立支援法の一部改正により創設された「地域移行支援」、「地域定着支援」の実施体制が整備されるまでの間、経過的に実施できるものとする。

緊急時相談支援事業	夜間や休日も含めた緊急時の対応や相談等を行う。
緊急時ステイ事業	緊急一時的な宿泊場所を提供する。
地域生活体験事業	地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供する。

実施状況

実施自治体数: 108 (実施率 6.2%) (出典:平成30年度 事業実績報告)